

★★★「かいてき便り」を事業者内に周知し、みんなで情報を共有しましょう！！★★★

INDEX

- 報酬算定・運営基準
「平成24年4月介護報酬改定・基準改正について」
「サービス提供体制強化加算の算定要件について」
「介護職員処遇改善加算について」
「通所介護・通所リハビリテーション事業所における事業所規模の確認・変更について」
「居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算の届出について」
- お知らせ
「平成24年3月12日(月曜日)に、新規事業者研修を実施いたします。」
「地域包括ケアシステムに向けたケアマネジメント講演会」を実施します
「社会福祉施設における組織管理ガイドライン～成長できる組織づくりとは～」研修会の実施について
- 最近の動向
「東日本大震災により被災した被保険者の利用者負担軽減措置の延長について」
- 注意
「福祉用具の重大製品事故報告について(情報提供)」

平成24年3月1日発行 第92号

報酬算定・運営基準

○ 平成24年4月介護報酬改定・基準改正について

平成24年4月介護報酬改定・指定基準改正については、全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議(2月23日開催)の資料により、報酬算定基準・指定基準及びこれらの解釈通知の改正案が示されたところです。

改定内容に係る資料については、以下のホームページに掲載してありますので、基準及び解釈通知の内容をご確認ください。

また今後、国から発出されるQ&Aや各通知、届出のための様式・添付書類等については、国から発出され次第、その都度掲載してまいりますので、ホームページ情報は引き続き確認してください。

なお、改定に伴うか否かに関わらず、全ての加算の届出の提出期限について、平成24年4月1日適用のための締切りは、次のとおりとなりますので、速やかな対応をお願いします。

【東京都福祉保健局ホームページ】

→東京都介護サービス情報>平成24年4月介護報酬改定

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/24housyukaitei/index.html)

【加算届の提出期限及び提出先】

- ◆ 居宅系サービス(短期入所サービス・特定施設入所者生活介護を除く。) 3月26日(月) 必着
- ◆ 居宅系サービス(短期入所サービス)・介護療養型医療施設 4月 2日(月) 必着
〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ13階
財団法人 東京都福祉保健財団 事業者支援部事業者指定室 TEL03-5206-8752
- ◆ 施設系サービス(介護療養型医療施設を除く。)・特定施設入所者生活介護 4月 2日(月) 必着
〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎24階
東京都福祉保健局高齢社会対策部施設支援課施設運営係

【お問い合わせ先】

居宅系サービス 介護保険課介護事業者係 TEL03-5320-4593
施設系サービス 施設支援課施設運営係 TEL03-5320-4264

○ サービス提供体制強化加算の算定要件について

平成23年度の実績(4月から2月まで)が6月以上の実績がある事業所で平成24年度も引き続き当該加算を算定する事業所の職員の割合の算出においては、常勤換算方法により算出した平成23年度(4月から2月まで)の平均を用います。つきましては、平成23年度の実績を確認し、算定要件を満たしていない場合には、直ちに届出をしてください。(当該加算に係る届出についても、上記【提出先及び提出期限】のとおり。)

また、平成23年度の実績が6月に満たない事業所については、届出日の属する月の前3月について常勤換算方法により算出した平均を用い、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持することになります。

【お問い合わせ先】

居宅系サービス 介護保険課介護事業者係 TEL03-5320-4593
施設系サービス 施設支援課施設運営係 TEL03-5320-4264

○ 介護職員処遇改善加算について

平成24年4月からの介護報酬改定に伴い、介護職員処遇改善加算が創設されます。加算の届出については、下表のとおりです。

	4月からの処遇改善加算算定希望	提出先	提出内容	提出期限	
24年度介護職員処遇改善交付金承認事業所	有	指定権者(※)	介護職員処遇改善計画書等	平成24年5月末まで	※「みなし加算」対象
	無	指定権者	加算の不要の申出書	平成24年3月26日まで	
24年度介護職員処遇改善交付金未承認事業所(新規指定、新規加算対象含む)	有	指定権者	加算届・介護職員処遇改善計画書等	平成24年3月26日まで	

※ 広域型サービスは東京都、地域密着型サービスは、区市町村が提出先となります。

なお、平成24年度に介護職員処遇改善交付金の承認を受ける予定の介護サービス事業所等は、当該承認をもって、加算の算定要件を満たしたものとみなし、当該加算を支給する予定です。みなし加算の対象となる各サービス事業者は、平成24年5月末までに所定の書類を指定権者に対し提出することになります。

平成24年4月から新規に加算を算定する場合は、3月26日までに指定権者に届出をする必要があります。

その他の詳細、広域型の様式及び書類の郵送先(住所等)については、3月12日以降、以下のホームページでご案内する予定です。お問い合わせは、ホームページの内容をご覧になった上で、していただくようお願いいたします。

(ホームページ掲載予定のアドレス)

【東京都福祉保健局ホームページ】→高齢者>介護保険>介護職員処遇改善交付金

(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/shogu/index.html>)

【処遇改善加算 お問い合わせ先】 介護保険課介護事業者支援担当 TEL03-5320-4343

※受付時間:平日9時30分~17時(11時45分~13時15分を除く)

○ 通所介護・通所リハビリテーション事業所における事業所規模の確認・変更について

指定通所介護・指定通所リハビリテーション事業所における事業所規模による区分については、前年度の実績に基づき決定されます(平成12年老企第36号参照)。つきましては、平成24年度も引き続き事業を実施するすべての事業所は、以下のホームページにて計算方法をよくご確認いただいた上、平成23年度(4月から2月まで)の1月あたりの平均利用延人員数を計算し、平成24年度に算定する通所介護費(通所リハビリテーション費)の規模区分を必ず確認してください。

また、平成23年度(4月から2月まで)の実績が6月に満たない事業所または、平成24年4月1日に定員を25%以上変更する事業所は、事業所の利用定員の90%に予定される1月あたりの平均営業日数を乗じて得た数を平均利用延人員数として用いて確認してください。

計算の結果、現在の規模区分が変更になる場合は、
平成24年3月26日(月曜日)【必着】までに必要書類をご提出ください。
必要書類は以下のホームページからダウンロードできます。
※規模に変更がない場合は、提出は不要です。

※注意点

平成24年3月31日時点で事業を実施している事業者においては、平成24年度の通所介護費(通所リハビリテーション費)の算定の基礎となる、平成23年度の「平均利用延人員数」の計算にあたっては、平成24年4月報酬改定後の計算方法によらず、従前までの方法により計算してください。(平成24年度4月以降の実績を計算する際に新計算方法が適用されます。)

◆通所介護及び通所リハビリテーション(老人保健施設除く)

【提出及びお問い合わせ先】 〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ13階

財団法人 東京都福祉保健財団事業者支援部事業者指定室 TEL03-5206-8752

【東京都福祉保健局ホームページ】 →東京都介護サービス情報>事業者指定申請・届出>加算届出様式
(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/shinsei/kasan/index.html)

◆通所リハビリテーション(老人保健施設みなし指定)

【提出先及びお問い合わせ先】 〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎24階

東京都福祉保健局高齢社会対策部施設支援課施設運営係 TEL03-5320-4264

【東京都福祉保健局ホームページ】

→東京都福祉保健局>分野からのご案内(高齢者)>介護老人保健施設>介護老人保健施設変更届等様式
(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/shisetu/rouken/henkou/index.html>)

○ 居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算の届出について

特定事業所集中減算チェックシート23後期分(平成23年9月1日から平成24年2月29日)の受付期間は、3月1日から3月15日までです。居宅サービス計画に位置付けた訪問介護、通所介護及び福祉用具貸与の紹介率が最も高い法人の名称等について記載するものです。

いずれかのサービスについて、紹介率最高法人が計画数に占める割合として90%を超えた場合は、「正当な理由」の有無にかかわらず、チェックシートを東京都に郵送してください。

チェックシートの様式、基準の詳細及び「正当な理由」の判断基準は、以下のホームページをご覧ください。

<郵送先> 163-8001 (住所不要) 東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課介護事業者係

【東京都福祉保健局ホームページ】

→東京都介護サービス情報>厚生労働省告示・報酬算定基準・通知等>特定事業所集中減算

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/shinsei/syutyuugensan/index.html)

【お問い合わせ先】介護保険課介護事業者係 TEL03-5320-4593

○ 平成24年3月12日(月曜日)に、新規事業者研修を実施いたします。

平成24年5月1日開設予定事業所として同年2月末までにFAXで「新規事業指定申請申込書」を送付した事業者と平成24年3月1日開設事業所として指定を受けた事業者については、下記のとおり新規事業者研修を実施します。

下記の持参書類は、必ずご持参ください。

- ◆日時 平成24年3月12日(月曜日) 13時から16時30分まで(受付開始 12時30分)
- ◆場所 東京都社会福祉保健医療研修センター
文京区小日向4-1-6 (地図 以下のホームページ参照)
- ◆研修内容 介護保険の基礎知識・労働基準法等の概要・指定申請書及び変更届書の記載例他
- ◆持参書類 ○5月1日に開設を予定している事業所 → 「新規事業指定申請申込書」FAXの(控)
○3月1日に指定を受けた事業所 → 事業所に送付された「新規指定事業者研修会の開催について」(事務連絡) 必要事項を記載して持参。

【東京都福祉保健局ホームページ】 → 東京都介護サービス情報 > 新規事業者指定について > 新規事業者研修(指定前・指定後)について(3月実施分)

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/guidebook/index.html)

【お問い合わせ先】 財団法人 東京都福祉保健財団事業者支援部事業者指定室 TEL 03-5206-8752

○ 「地域包括ケアシステムに向けたケアマネジメント講演会」を実施します

東京都では本年度、東京都介護支援専門員支援検討委員会を設置し、地域ケア体制の更なる推進を図るために、その中核を担う介護支援専門員の具体的な支援策を検討しています。このたび、委員会報告を踏まえて、「地域包括ケアシステムに向けたケアマネジメント講演会」を実施しますので、受講を希望される方は下記によりお申込みください。

【日 時】 平成24年3月27日(火曜日) 13時30分から17時10分まで(13時より受付)

【場 所】 都庁第一本庁舎5階大会議場(東京都新宿区西新宿二丁目8番1号)

【受講対象者】 ①居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員

②その他関心のある主任介護支援専門員

(③行政職員 ④地域包括支援センターの主任介護支援専門員については、別途、募集します)

【内容(予定)】

(1)東京都からの委員会報告

(2)「地域包括ケアシステム構築に向けたこれからのケアマネジメントの課題」(仮称) 講師: 國光 登志子 先生
(立正大学大学院社会福祉学研究科 講師)

(3)「ケアプランを考える視点」(仮称) 講師: 佐藤 信人 先生 (武蔵野大学人間関係学部社会福祉学科 教授)

【申込み方法】 募集案内及び受講申込書を以下のホームページよりダウンロードの上、3月9日金曜日までに ファックスにてお申込みください。

【東京都福祉保健局ホームページ】 → 東京都介護サービス情報 > 介護支援専門員(ケアマネジャー)関連情報

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/care/index.html)

【お問い合わせ先】 介護保険課ケアマネジメント支援担当 TEL 03-5320-4279

○ 「社会福祉施設における組織管理ガイドライン～成長できる組織づくりとは～」 研修会の実施について

東京都では、職員が安心して勤務を続けられる環境をつくるため、このたび「社会福祉施設における組織管理ガイドライン」を作成しました。これまでに作成してきた「リスクマネジメント」「情報管理」「人材育成マネジメント」と合わせて御活用ください。

今回、ガイドラインを各施設で役立てていただくために、活用方法についての研修会を開催します。是非御参加ください。詳細は以下のホームページをご覧ください。研修会のご案内及びガイドラインの概要版・全文がご覧いただけます。

【日時】 平成24年3月21日(水曜日)午後2時から午後4時30分

【会場】 なかのZERO(西館)小ホール 中野区中野2-9-7

【対象及び定員】 都内の社会福祉施設等に勤務し受講を希望する方約550名

※本研修は施設・事業所の管理者を主な対象とした研修会となります。

【内容】 組織管理ガイドライン等の活用法及びモデル施設の取組内容の発表

【講師】 日本社会事業大学専門職大学院 准教授 藤井 賢一郎氏及びモデル施設

【申込先】 財団法人東京都福祉保健財団人材養成部人材養成室

【東京都福祉保健財団ホームページ】 <http://www.fukushizaidan.jp/>

【お問い合わせ先】

(研修会に関すること) 財団法人 東京都福祉保健財団人材養成部人材養成室 TEL03-5206-8738

(ガイドラインに関すること) 生活福祉部地域福祉推進課福祉人材対策係 TEL03-5320-4049

最近の動向

○ 東日本大震災により被災した被保険者の利用者負担軽減措置の延長について

東日本大震災により被災した被保険者の利用者負担等の減免措置については、平成24年2月末まで行うことになっておりましたが、その期間について、延長されることになりました。対象となる利用者をご確認いただき、適切な対応をお願いします。厚生労働省からの事務連絡につきましては、以下のホームページに掲載しておりますのでご確認ください。なお、介護保険施設等の食費・居住費等の減免については、平成24年2月29日で終了し、延長はいたしません。

【東京都福祉保健局ホームページ】 分野別→高齢者>介護保険>東日本大震災関連情報

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/shinsai_jouhou/index.html)

注意

○ 福祉用具の重大製品事故報告について(情報提供)

消費者庁が公表した重大製品事故のうち福祉用具(介護用リフト、車いす、介護ベッド用ですり)に係るものについて、厚生労働省から情報提供がありました。(平成24年2月3日、2月17日、2月21日付公表分)詳細については、以下のホームページに掲載していますのでご確認ください。

また、これまでに消費者庁及び独立行政法人製品評価技術基盤機構から公表された福祉用具に関する事故情報が、厚生労働省の関係団体である日本福祉用具・生活支援用具協会において公開されています。福祉用具の適切な使用と事故防止にご活用ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】 →東京都介護サービス情報>利用者の安全確保にかかる注意喚起

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tyuui/shouhi/index.html)

【日本福祉用具・生活支援用具協会(JASPA)】

(<http://www.jaspa.gr.jp/accident/index.html>)